

I 計画策定について

1. 策定経緯

平成 23 年度に策定した高槻市バリアフリー基本構想が目標年次を迎えることから、改正されたバリアフリー法の趣旨を反映し、これまでのバリアフリーの取組を補完・強化するとともに、公共交通・道路・建築物等のハード整備と心のバリアフリーによるソフト面の施策を効率的かつ継続的に推進するため、本計画を策定することとしました。

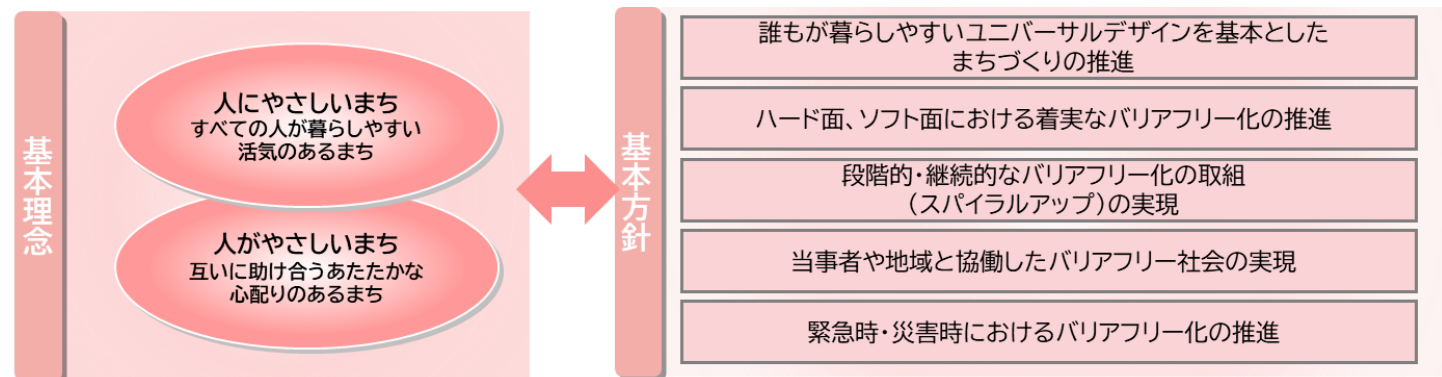
2. 計画の位置づけ

本計画は、バリアフリー法第24条の2に規定する移動等円滑化促進方針及び同法第25条に規定する移動等円滑化基本構想を一体にし、令和4年度からの10年を計画期間として策定します。

II 移動等円滑化促進方針

1. 基本理念・基本方針

基本理念に掲げるバリアフリーのまちづくりを実現するため、基本方針を設定し、面的・一体的なバリアフリー化を推進します。

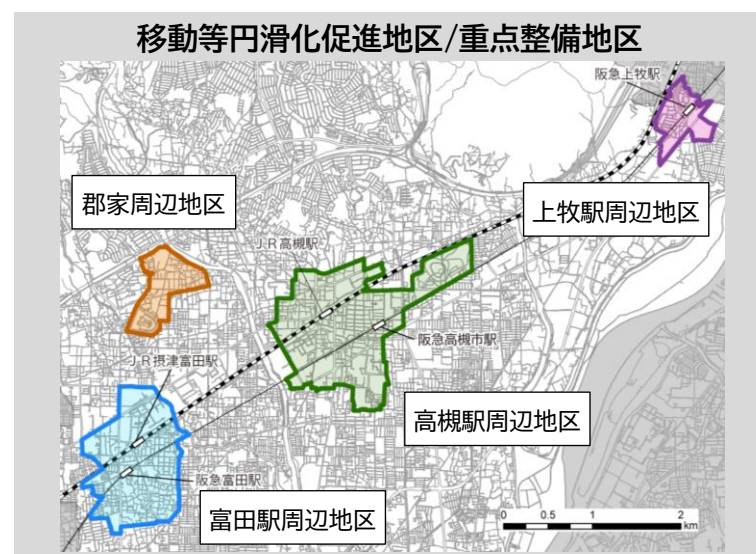


2. 移動等円滑化の促進に関する取組

これまで進めてきたハード面、ソフト面の取組を整理するとともに新たな取組を位置づけ、市域全体のバリアフリー化を推進していきます。

3. 移動等円滑化促進地区

バリアフリー化を優先的に進める必要がある4地区を「移動等円滑化促進地区」として設定します。本市では、基本理念・基本方針で示した市域全体の方針をこれらの地区で具体化し、バリアフリー化を推進します。



III 移動等円滑化基本構想

1. 重点整備地区

バリアフリー化を重点的かつ一体的に推進し、面的なバリアフリー化を図ることを目的に、移動等円滑化促進地区に設定した区域を重点整備地区に設定します。これらの地区について、既存施設のバリアフリー化や施設間を結ぶ経路のバリアフリー化を図るために必要となる特定事業等を位置づけることで、高齢者や障がい者等が移動や施設利用の際の利便性や安全性の向上を図ります。

2. 重点整備地区の特定事業等

誰もが利用しやすいよう、高齢者、障がい者をはじめとした市民のニーズを反映した整備を行うため、各事業者との協議を行い、具体的な特定事業等を位置づけました。

公共交通特定事業	道路特定事業	建築物特定事業	交通安全特定事業	心のバリアフリー特定事業
				
ホーム柵の設置、移動等円滑化基準に適合した車両への更新、バリアフリートイレの整備 等	道路改良、視覚障がい者誘導用ブロックの設置 等	スロープ・手すりの整備、バリアフリートイレの整備、エレベーターの設置 等	音響信号の設置、エスコートゾーンの設置 等	小学校でのバリアフリー体験学習の実施、研修の充実 等

IV 計画の推進

1. 継続的改善の着実な実施 (スパイラルアップの取組)

障がい者等を含む市民、各事業者、関係行政機関との協働のもと、着実な事業実施を進めるスパイラルアップを図ります。

2. ICT を活用したバリアフリー対策の推進

ICT(情報通信技術)をはじめとした新しい技術の活用を積極的に検討し、更なるバリアフリー化の推進を図ります。

3. 社会変化に対応したバリアフリー対策の推進

人口減少や少子高齢化、災害の激甚化、新型コロナウイルス感染症の流行などの社会変化に適切に対応しながら取組を推進します。

